

# 『PRIME』 44 号 正誤表\_孔峻桓論文

ページ	場所	誤	正
94 頁	右側下から 7 行目	<表 <u>1</u> >	<表 <u>2</u> >
95 頁	右側 8 行目	<表 <u>2</u> >	<表 <u>3</u> >

## 解放後朝鮮における戦争犯罪者逮捕と処罰<sup>(1)</sup>

孔 峻 桓  
(ソウル大学校・院)

翻訳：崔 誠 姫

### 1. はじめに

1945年アジア・太平洋戦争が終わると連合軍は敗戦国である日本に対する戦犯裁判を実施した。東京では侵略戦争を起こした罪を問うための極東軍事裁判 (IMTFE) が開かれ、主要な戦争犯罪者25名に死刑をはじめとする重刑を宣告した。日本の植民地と占領地であったアジアの各地域でも、戦犯裁判所が設置された。BC級戦犯裁判で連合軍は、連合軍捕虜に対する犯罪だけでなく、占領地住民に対する残虐行為を審判した。

連合軍において戦犯裁判は戦勝国の敗戦国に対する単純な報復ではなく、戦争を法的・政治的に締めくくるための手段であった。これ以上の侵略戦争は防がなければならず、戦争の名で行われた反人道的行為を国際法に従って処罰しなければならない、という国際社会の意志が戦犯裁判を実施する動力となり、戦犯裁判所は正義が実現される象徴的な場となった。アメリカは戦犯裁判を主導し、アジア・太平洋地域で戦争後の新たな秩序を構築しようとし、サンフランシスコ平和条約では日本が戦犯裁判の結果を受容するよう明示した。

朝鮮は戦争の終結とともに、連合軍による日本の植民地支配から解放された。朝鮮は日本帝国の植民地として数十年間支配され、日本の戦争を遂行する後方基地としての苦痛を受けた。そのため、

日本の戦争犯罪を審判する問題において、朝鮮は重要な当事者であった。しかし、連合軍が戦争犯罪を審判する全ての過程において、朝鮮は排除された。朝鮮には戦犯裁判所が設置されず、東京裁判をはじめとする戦犯裁判で判事や検事として参加する権利を得られず、韓国政府はサンフランシスコ平和条約にも調印できなかった。戦後、連合国あるいは戦勝国としての地位をまったく認定されなかったためである。このため、朝鮮に関する戦争犯罪問題は今日まで解決されない状態に残ることとなった。

本研究は解放後、朝鮮で戦争犯罪問題がなぜ解決されなかったのかに対する質問から始まる。これを解明するため、アメリカの戦犯裁判構想という政策的側面と、朝鮮半島の北緯38度以南地域(以下、南朝鮮)での戦犯逮捕と処罰という事項的側面の2点を全てみていきたい。まず、戦犯裁判を主導したアメリカの戦犯処罰政策と計画から、朝鮮問題がどのように扱われたのかを検討する。そして、アメリカと連合軍による戦犯裁判で朝鮮人の戦争犯罪をどのように扱ったのかを検討する。これを通じてアメリカの戦犯裁判の中で、朝鮮人の戦争犯罪をどのように判断しているのかを分析する。次に、南朝鮮で戦犯裁判問題がどのように扱われたのか追跡する。どのような戦争犯罪が調査と逮捕があったのか、彼らに対する処遇がどのよ

うに行われたのかを事例別にみて、この事例をもとに朝鮮での戦犯裁判がなぜ挫折したのか明らかにしたい。

## 2. アメリカの戦犯処罰政策と朝鮮

### (1) 三省調整委員会の対日戦犯政策

第二次世界大戦勃発直後、さまざまな国家によりドイツと日本の戦争犯罪を処罰しなければならないという主張が提起されたが、戦争を主導していたアメリカとイギリスは、戦犯処罰を政策としてたてることに躊躇した。戦犯を処罰すると明文化することが、戦争に負担を与えると考えたためである。しかし、終戦が近づきアメリカ政府内では戦犯裁判による戦犯処罰が必要だという主張が主導権を握り、1945年1月に戦犯裁判実施を公式化することとなる。アメリカの主要な関心は、ナチス戦争犯罪者を強力に処罰することであり、これは1945年8月、米・英・仏・ソ4カ国がニュルンベルク憲章に合意することにつながった。

アメリカのドイツに対する関心に比べると、日本の戦争犯罪に対する関心は相対的に低かった。それにもかかわらず、連合国首脳部はポツダム宣言で日本の戦争犯罪者が処罰されることと明示し、日本降伏文書にもポツダム宣言が履行されるという内容を挿入した。このような条項をもとに、日本の戦犯処罰は公式化された。日本の降伏直前、ニュルンベルク憲章も完成したため、日本に対してはドイツの前例に基づいた政策が構想され始めた。

アメリカの対日戦犯政策形成過程で重要な役割を担当した組織として、三省調整委員会〔国務・陸軍・海軍三省調整委員会〕(State-War-Navy Coordinating Committee、以下SWNCC)がある。SWNCCはアメリカの戦後秩序構築を担当したさまざまな組織の一つで、アメリカ占領地での軍事的・政治的問題を三省が議論し調整するた

め、1944年末に組織された。SWNCCはヨーロッパに関する政策決定過程で、国務省をはじめとする三省の長官が疎外され主要な決定に参加できなかったという危機意識から、日本と太平洋問題をはじめさまざまな問題において主導権をもととする意図があった。三省の次官級は常時的に集まり、合同参謀本部(JCS)と協議し主要な政策をたてていった<sup>(2)</sup>。

SWNCCではさまざまな小委員会が存在していたが、アジアに対する政策を準備したものは極東小委員会(Subcommittee for Far east、以下SFE)であった。SFEは元来、太平洋一極東小委員会として出発したが、1945年7月30日からSFEに改称し活動した。SFEでは極東問題に関する主要主題を選定し議論を通じ政策の草案を作成した。この草案はSWCCで議論され修正過程を経て、アメリカの公式政策としてつくられた。SFEでは日本と朝鮮(Korea)の軍事的占領方式や占領政策の基本指針等、戦後東アジアの秩序形成において革新的な政策を起案した。また、戦争犯罪者の逮捕や処罰、戦犯裁判所の設置に関する政策もたてた。

SFEは1945年3月太平洋地域で政策的・軍事的問題を目録化し、それぞれの主題に対する報告書作成を準備し始めたが、この中の一つが日本の戦争犯罪者問題であった。「SWNCC 57シリーズ、戦争犯罪者の逮捕と処罰(The Apprehension and Punishment of War Criminals)」では、戦争犯罪者の定義、戦犯の逮捕と処遇、戦犯裁判と処罰そして天皇問題を扱うこととした。SFEでは最初の報告書のガイドラインとして、英国に設置されていた連合国戦争犯罪委員会(United Nations War crimes Commission)報告書「日本の戦争犯罪と残虐行為(1945.03.13)」を参照した<sup>(3)</sup>。

SWNCCとSFEは3月以降、若干の空白期において日本の降伏が差し迫った1945年8月初頭から再び活発に活動した。この時期のSWNCCは日本

の戦争犯罪問題と関連するさまざまな政策を同時につくり始めた。先に言及した「SWNCC 57シリーズ」をはじめ「SWNCC 55シリーズ、日本天皇の処遇 (Treatment of the Emperor of Japan)」、 「SWNCC 52シリーズ、日本占領と統治のため連合軍最高司令官に送る初期基本指令 (Basic Initial Post-Surrender Directive to the Supreme Commander for the Allied Powers for the Occupation and Control of Japan)」、 「SWNCC150シリーズ、日本の降伏後、アメリカの初期政策 (United States Initial Post-Surrender Policy for Japan)」等がそれである。これらの報告書は日本占領後、アメリカがとらなければならない政治的行為を規定しているが、その中には戦犯をどのように逮捕し拘禁し処罰するかについての内容が含まれている。

「SWNCC 57シリーズ」の最初の報告書である「SWNCC 57/1」は日本降伏直後の1945年8月24日SWNCCに提出された。この報告書の作成は急に行われたが、ニュルンベルク憲章を積極的に参照したため、容易に作成することができた<sup>(4)</sup>。SFEではこの報告書を作成する際に、ドイツに対する戦犯裁判政策を日本にも機械的に適用させるよう決定した。ただ、二点の相違があり、第一に共同謀議の起訴は満州事変直前までとする、第二にドイツのような組織的迫害は存在しないため、日本に「人道に反する罪」を問わないというものであった<sup>(5)</sup>。ただ、「平和に反する罪」は適用しなければならないという主張が優勢であった。また、他の争点は天皇問題であった。SFEでは論争の末、天皇問題を断定的に決定する必要はないと判断し、「特別な指令があるまで、天皇を戦犯とみなす行動をしてはならない」という文章を挿入した。そのかわりにこの問題は別途の報告書である「SWNCC 55シリーズ」で扱うこととした<sup>(6)</sup>。

しかし、「SWCC 57/1」が提出されるとアメリカ陸軍省と海軍省は戦犯裁判において、アメリカ

がヨーロッパで持っていた権限よりもさらに多くの権限をもたなければならないと主張した。陸軍省は太平洋戦争を主導したアメリカが戦後処理において他国より優位でなければならないと考えた。ヨーロッパで四カ国合意を担当したアメリカのジャクソン (Robert H. Jackson) 大法官もまたソ連との合意が困難であるため、アメリカが主導することが望ましいという意見を提示した<sup>(7)</sup>。このような意見を反映し修正案である「SWNCC 57/3」が作成された。1945年9月12日に作成されたこの報告書は、連合軍最高司令官 (SCAP) に莫大な権限を付与することと内容が修正され、SCAPが首席検事を任命するよう規定した。この報告書はマッカーサーに伝達され、極東国際軍事裁判を実施する基礎となった<sup>(8)</sup>。

またこの報告書はいくつかの下位 (minor) 戦犯裁判所 (いわゆるBC級戦犯裁判所) を設置するよう規定している。被害を負った国家が自ら戦犯容疑者を裁判できるよう、被害国の法廷へ移送し裁判を実施するにしたのである。この方針に従ってアメリカをはじめとする連合国は、アジアのさまざまな地域に各自の戦犯裁判所を設置し、戦争犯罪者を処罰する準備を始めた。マッカーサーはSWNCC報告書が到着した直後の1945年9月24日、太平洋全区の戦犯裁判規定である「SCAP規定」を発表した。この規定は10月8日フィリピン・マニラで始まった山下奉文裁判の根拠に使用された。

## (2) 政策と実行の間

日本に対する占領と戦犯処罰が準備されていた時期に、SWNCCはまた他の占領地域である朝鮮半島南部に対する政策を構想した。SWNCCの朝鮮に対する政治的考慮は、1945年3月から始まったが、実質的な報告書は日本と同様に1945年8月になって作成され始めた。朝鮮問題を扱ったSWNCCのさまざまな報告書の中でも最も核心的

なものは、「SWNCC 176シリーズ」である。1945年9月1日に作成された「SWNCC 176/3、北緯38度線以南の朝鮮半島内民事行政に対し、米陸軍太平洋地区司令官に送る初期基本指令」は、朝鮮半島分割占領と軍政、信託統治の履行等を規定しており、解放直後の朝鮮に対するアメリカの基本的な立場が何であったのかをよく示している。この報告書は南朝鮮占領後、米軍司令官が取らなければならない政治的あるいは経済的措置に対し、細部的に指示しているが、朝鮮を日本帝国から分離させ新たな独立国として作るための目的があった<sup>(9)</sup>。

この報告書はアメリカの南朝鮮占領目標が朝鮮

を「自由独立国として設立する」条件を作るため、「韓国の経済的・政治的生活に対する日本統制の全ての残材を漸進的に除去」することと明らかにしている。もちろん、占領目標に符合する場合には、日本の法律と組織を利用するよう提示しているが、大政翼賛会のような日本の軍国主義組織を解散させ、日本軍を武装解除させ、裁判所のような重要機関で日本人はもちろん、韓国人協力者(親日派)もまた排除することを命令している。そして、この中には戦争犯罪と関連する方針も提示されている。

「SWNCC 176/3」のI章「政治および一般」の7節「逮捕と拘禁 (Arrest and Internment)」は

<表1> 「SWNCC 176/3」の戦争犯罪関連規定

逮捕と拘禁

- a. 朝鮮で以下のような事項で摘発された者は、以後、彼らの処分と関連する指示があるまで、戦争犯罪の嫌疑がある者として逮捕して抑留させることとする。
  - (1) 軍事参議委員会、陸・海軍元帥委員会、帝国大本営及び陸軍・海軍参謀本部の全員
  - (2) 憲兵隊の全ての任官将校、軍国主義と侵略の重要な支持者であった日本陸軍と海軍の全ての将校
  - (3) 日本の軍国主義的、暴力主義的、秘密愛国主義団体の全ての主要成員
  - (4) 貴官が戦争犯罪者と信じ得る根拠があったり、貴官にすでに伝達済み、伝達予定の戦犯容疑者目録に名前あるいは人相着衣が含まれている全ての者
- b. 国籍に関係なく、日本の侵略計画の形成及び実行に積極的で主導的な行政的、経済的、財政的及びその他主要な役割を担当した全ての者、そして大日本政治会、大政翼賛会、大政政治会、そしてその機構と支部あるいは後任団体の全ての高位官僚は、今後の処分があるまで拘禁される。貴官は貴官の任務達成のため必要な場合、他の民間人を拘禁できる。
- c. しかし、貴官が急きょ必要な場合、貴官は短期間上記のように逮捕・拘禁された日本人を日本軍の徴集解除を伝達させるため、綿密な監督下で活用できる。
- d. 貴官は戦犯と関連する貴官の責任に関する追加指示を受けるものであり、ここには平和に反する罪と人道に反する罪を犯した者を含む。
- e. 逮捕方式や拘禁環境において政治的、産業的あるいはその他の階層や地位に基づき戦犯として逮捕された民間人あるいは軍人に処罰や特別な配慮は許容されないこととする。
- f. 日本を除く日本と共に第二次大戦に参戦した国家(ブルガリア、フィンランド、ドイツ、ハンガリー、イタリア、ルーマニア、タイ)の全ての国民は身元が確認され名簿に登録され拘禁され得、彼らの活動は状況にしたがって必要ならば制約され得る。該当国家の外交官あるいは領事館の官吏は、保護監護に置かれ、今後処分があるとき拘留されることとする。
- g. 第七節の項目に従って拘禁されたり逮捕された者により所有、統制された財産、動産及び不動産は最終的処分に関する支持があるまで貴官に帰属されることとする。

以下のように戦争犯罪嫌疑者を規定し、逮捕するよう指示している。

この規定は戦争犯罪嫌疑者を非常に広く詳細に定義していることが特徴である。日本大本営の高位軍人はもちろん、陸軍と海軍の全ての将校がその対象であり、憲兵隊を特定し目星をつけている。さらに軍国主義的団体として大日本政治会や大政翼賛会のような組織を特定し、その構成員を拘禁できると明示している。アメリカはナチスの戦争犯罪を主導したナチ親衛隊(SS)および突撃隊(SA)を犯罪組織として規定し処罰しなければならないと考えたが、日本に対しても同様の方式で犯罪組織を設定している。日本の侵略計画に「行政的、経済的、財政的」役割を担当した者も、その対象になるとみているが、d項に明示されたように「平和に反する罪」を規定していることにおいても、非常に広い定義を採択したものと思われる。

また戦犯を身分、地位に関係なく逮捕するよう命令している。例えばb項の「国籍に関係なく」は日本人はもちろん、日本の支配に協力した朝鮮人なども例外になりえないという点が強調されており、彼らの身分もまたe項に示されたように考慮されないとされている。万が一、上記のような規定が朝鮮で実行されたなら、戦犯嫌疑者に対する大規模逮捕が不可避であったろう。

報告書は多くの修正を経て最終政策としてつくられたが、修正過程でもこの7節はまったく変わらなかった。マッカーサーを通じて南朝鮮を占領していた米24軍団のホッジ中将に送られた最終報告書は、「SWNCC 176/8、朝鮮民事行政の初期基本指令」で1945年10月13日に承認されたものであった。戦犯嫌疑者の大規模逮捕と拘禁を規定している米本国の命令が、占領地司令官に伝達されたのだ。しかし、南朝鮮でこのようなことは起きなかった。なぜそうだったのか？

まず、アメリカ本国が朝鮮に対する方針を同盟

国とメディアに伝えるため、1945年9月29日に作成した報告書には、7節「逮捕と拘禁」を削除することとした。代わりに「戦犯嫌疑者の逮捕および拘禁に関する指示は個別に下される」という文章に代替することとした<sup>(10)</sup>。また、このようにして作成された「SWNCC 176/10、朝鮮に対するアメリカの初期政策」では、関連する内容が全て削除されている。規定を作成したアメリカ自身も、大規模戦犯逮捕を示唆するような報告書を公開することに負担を感じていたのである。もしこの内容がメディアに公開されたなら、南朝鮮と日本の両方で甚大な混乱が起きることは明らかであった。

また「SWNCC 176/3」にあらわれた戦犯逮捕と規定に対する内容は、南朝鮮での戦犯逮捕だけのために作成されたのではなかった。日本占領の基本方針として提示された「SWNCC 52シリーズ」は韓国に対する政策である「SWNCC 176/3」と非常に類似した内容で作成された。アメリカにとって、南朝鮮占領政策は基本的に日本占領の延長線上にあるものであった。そのため、南朝鮮と日本の特殊な状況が考慮される場合を除き、南朝鮮と日本両国で類似した政策を共有する場合がたびたび生じていた。

1945年9月21日付「SWNCC 52/4」は以後、日本占領の基本方針になっていた1945年11月3日付「SWNCC 52/7」の草案であり、マッカーサーの日本統治に対するアメリカの立場を代弁している報告書である。「SWNCC 52/4」は「SWNCC 176/3」と完全に同一の構造で書かれている。細部の内容には差異があるが、報告書が構成された方式や各節、項の配置が同一であり、同じ時期に同一の目的で二つの報告書が作られたことがわかる。そして、この二つの報告書が一致する唯一の時点がまさにこの7節「逮捕と拘禁」である。南朝鮮に対する報告書のほうがより早く作成されたものの、南朝鮮と日本どちらも同一に適用される

よう計画されたものである。日本ではこの報告書がマッカーサーに伝達された1945年11月以降、多くの戦犯容疑者が逮捕されたが、報告書の規定が示しているほど広範囲なものではなかった。

戦犯逮捕と拘禁に関する規定は作成された時点ではアメリカの対日戦犯処罰に関する大枠を示していたかもしれないが、占領地司令官に伝達された時点ではすでに死文と化していた。この規定はa項で明らかにされているように、以後の「関連する指示」があるまで与えられる臨時的なものにすぎなかったが、南朝鮮ではその後戦犯逮捕と関連する新たな指示は下されなかった。米軍政とアメリカどちらにとっても、南朝鮮での戦犯問題は重要な問題ではなかったのである。

むしろ米軍政は南朝鮮占領直後、これに逆行する決定を下した。ホッジ中将は南朝鮮を占領する準備ができていない状態で軍政を始めたため、朝鮮総督府に行政体系を依存し、日本の植民地統治組織はもちろん、その構成員までも維持するという決定を下した。米軍政が始まった1945年9月8日以降も、朝鮮総督・阿部信行と政務総監・遠藤柳作は逮捕されるどころか、自身の権限を維持することができた。朝鮮人の反発に驚いたSWNCCが9月11日、急きょ命令を下し彼らを解任させたが、日本の植民地支配者に対する米軍政の態度は朝鮮人を困惑させるのに十分であった<sup>(11)</sup>。ホッジの米軍政は最初から彼らを戦犯とみなす考えが全くなかったのだ。阿部信行が日本に帰還した直後の9月21日、GHQによって逮捕されたことは対照的である。

米軍政は日本人を逮捕するより、南朝鮮での混乱を防ぐという目的で残留していた全ての日本軍および日本人をいち早く日本に帰還させるという方針を立てた。日本軍約10万名が1945年12月まで釜山港を通じ日本に送還され、植民統治の核心であった憲兵隊2,319名も集結され日本に送られた。太平洋の占領地では日本軍出身者を全て収容所に

長期間収容し、戦犯嫌疑がない者だけを送還させたことと比較すれば、南朝鮮での状況は例外的なものであった。南朝鮮では米軍によるいかなる戦犯調査や分類もなく、全ての日本人を一括して日本に送還した。

それ以降も米軍政は戦犯を逮捕するための別途の規定を作成せず、米本国でも別途の指針が下されなかった。ただ、1946年5月4日「軍政法令72号」では米軍政に反する犯罪行為の一つとして「戦争犯罪者を助けたり申告しない行為」を規定している。もちろん、この嫌疑で逮捕されたり処罰された者はいない。また、米軍政は1945年10月11日米軍政法務部内に「朝鮮特別犯罪委員会」を設置し、総督府の日本人官僚数名を公金横領嫌疑で起訴し、当時の裁判官であった李仁はこれを戦犯裁判の一種として認識していたようであるが、形式や内容的な側面から戦犯裁判とみなすことは難しいものであった<sup>(12)</sup>。また、米軍政は解放後、憲兵隊少佐が秘密結社を組織し、武器を隠匿し朝鮮人を殺害した事件を起訴し、軍事裁判所で処罰した事実もあるが、これもまた戦犯裁判の形式ではなかった。

### (3) アメリカの対日戦犯裁判での朝鮮の例外性

アメリカは戦後、アジア・太平洋の多数の戦犯裁判所を設置した。最初に始まったのは1945年2月グアム裁判であった。以後、日本での極東国際軍事裁判に続き開かれた「継続裁判」(GHQ裁判)とBC級裁判である横浜裁判、フィリピンマニラ裁判、中国上海裁判、マーシャル諸島のクエゼリン裁判が実施された(<表1>)。

アメリカは多くの戦犯裁判所を設置しただけでなく、他の連合国に比べて多くの容疑者を逮捕・起訴し、有罪判決を下した。茶園義男によれば、アジア・太平洋戦争の全地域でアメリカ、オーストラリア、オランダ、イギリス、中国、フランス、アメリカの権限を譲り受けたフィリピンによって

＜表 2＞ アメリカの戦犯裁判概要

区 分	陸 軍			海 軍	総 計
	横浜	マニラ	上海	グアム&クェゼリン	
件 数	319	97	11	47	474
人 数	996	215	75	123	1,409*
死刑判決	124	92	10	30	256
死刑確定	51	69	6	10	136
有 罪	854	195	67	113	1,229
無 罪	142	20	8	10	180

林博史、『BC級戦犯裁判』，岩波書店，2005，p.83より引用

\*裁判を受けた人数は資料によって少しずつ異なっている。

つくられた戦犯裁判所の数は51か所であり、裁判の被告の総数は5,677名であったが、このうち1,400名がアメリカの戦犯裁判所で裁判を受けたが、全戦犯の4分の1がアメリカにより処罰されたといえる。横浜裁判の場合、1949年10月19日まで行われたが、オーストラリアとフィリピンを除くと最も遅くまで行われた裁判であった<sup>(13)</sup>。

アメリカは他の連合国国家に比べ、戦犯を逮捕し処罰する時間、費用、人力が十分であり、政治的状況も安定的であった。また、裁判の規模も大きく判決の刑量においても他の国家より寛大ではなく、戦犯を処罰しなければならないという世論の後押しもあった。このようなことから、アジアにおいてアメリカの戦犯処罰の意志が弱い、あるいは戦犯処罰問題を重要だと考えていなかったということではできないであろう。しかし、アメリカは他の全ての占領地で戦犯裁判を実施しながらも、唯一南朝鮮だけを戦犯裁判を実施しない地域として残しておいた。この例外性はどのように説明できるだろうか。

内海愛子によると、アジア・太平洋の戦犯裁判所で死刑判決を受けた朝鮮人の数は148名、台湾人は178名であり、全体の5.6%に及ぶ<sup>(14)</sup>。植民地出身者のうち、非常に多くの人たちが連合国によって戦犯とされたのである。朝鮮人だけでも

2.6%であり、そのうちの相当数は捕虜収容所の監視員として、捕虜虐待の嫌疑を受けた。しかし、148名の朝鮮人戦犯のうち、アメリカの戦犯裁判所で死刑判決を受けた者は、わずか3名に過ぎない。台湾人もマニラ裁判で判決を受けた1名のみである。約1,400名の戦犯のうち、植民地出身は0.3%にすぎない。

＜表 2＞を通じて比較すると、国家別の差異がより明確に示される。大部分の朝鮮人戦犯は捕虜収容所監視員として、イギリスとオーストラリア、オランダの戦犯裁判所で裁判を受けた。彼らは連合軍捕虜を収容する日本軍の捕虜収容所で、連合軍捕虜を虐待した嫌疑を受けた。戦後、連合国の戦犯裁判において最も高い比率を占めた事件が捕虜虐待に関するものであったが、捕虜に直接的に接した多くの朝鮮人捕虜監視員が、戦後戦犯とみなされた。多くの捕虜監視員は終戦直後、連合国の捕虜となり、収容所で長期間滞留し戦犯嫌疑を調査されたのち、容疑者として指定され、嫌疑がない場合だけ送還された。

しかし、アメリカの戦犯裁判では朝鮮人捕虜監視員が1名も起訴されなかった。むしろ、捕虜問題で裁判を受けたのは、フィリピン南方総軍兵站監として捕虜収容所長を兼任した洪思翔中將のみであった。彼はフィリピン捕虜収容所長として、

＜表 3＞ 連合国戦犯裁判所の朝鮮人戦犯概要

裁判国家	イギリス・オーストラリア	オランダ	中国	アメリカ		総計
	シンガポール	バタビア・メタン	北京・上海など	マニラ	横浜	
有期刑	51	64	8	1	1	125
死刑	10	4	8	1	0	23
朝鮮人の身分	捕虜監視員	捕虜監視員	通訳軍属	軍人	警察	-
計	61	68	16	2	1	148
全体被告人数	1,936 (イギリス987, オーストラリア949) 1,038	883	212	1,013	5,677	
朝鮮人の比率	3.2%	6.6%	1.8%	0.9%	0.1%	2.6%

全体被告人数は茶園義男編、1992『BC級戦犯和蘭裁判資料・全巻通覧』不二出版参照。

米軍捕虜虐待行為に対する指揮責任で起訴され、死刑となった。アメリカはマニラ裁判でフィリピン司令官山下を、そして極東国際軍事裁判ではフィリピンの参謀長武藤章を捕虜虐待嫌疑で処刑にするほど、捕虜問題を深刻に認識していた。横浜裁判の場合も、有罪判決を受けた841名のうち、捕虜収容所関連嫌疑で処罰を受けた者の数は542名であり、全体の64%に及んだ。特に捕虜監視員等に該当する軍属の場合、有罪判決を受けた168名のうち164名が捕虜収容所関係者であった<sup>(15)</sup>。

しかし、捕虜問題に対する過酷な処罰の中でも、朝鮮人捕虜監視員の存在は確認できない。アメリカの管轄圏であった朝鮮半島とフィリピンにも多くの朝鮮人捕虜監視員軍属がいたが、彼らは戦犯裁判の対象にはならなかった。フィリピンで洪思翊以外に判決を受けた朝鮮人日本軍兵将の崔元溶（日本名、大原元溶）も捕虜関係事件ではなく、終戦後の1945年9月16日に他の日本軍兵士とともにフィリピンミンダナオでフィリピン民間人を銃殺した嫌疑であった。

このようなことからすると、戦後戦犯裁判において朝鮮は二重の例外状態に置かれていたといえよう。アメリカの他の占領地とは異なり、戦犯裁

判所を設置もせず、戦犯逮捕や調査も行わないという意図的な排除が一つであり、もう一つは他の連合国とは異なり朝鮮人を戦犯として逮捕したり調査もせず、戦犯嫌疑で裁判することもしなかったということである。朝鮮や朝鮮人を戦犯問題の例外とするアメリカのこのような措置は、公式的に決定されたものではなかったが、戦後アメリカの戦犯裁判過程では一貫して適用されている。

### 3. 南朝鮮での戦犯逮捕と処罰

#### (1) 朝鮮捕虜収容所の捕虜監視員

米軍政が朝鮮半島に進駐したのは、公式的には1945年9月8日付であるが、これに先立つ9月6日金浦空港には1台の米軍輸送機が到着する。捕虜収容所接収任務を担当したステンゲル（George J. Stengel）大尉と彼のチームが米軍政に先立ちソウルに到着したのである。彼らは即時に捕虜収容所長野口讓大佐と朝鮮ホテルで会い、捕虜収容所名簿を受け取った<sup>(16)</sup>。当時、朝鮮には三か所の連合軍捕虜収容所があった。日本軍は1942年連合軍捕虜を朝鮮人に露出させ、思想・宣伝の道具とするという目的でソウル、仁川、興南に捕虜収

容所を設置していた。

米軍は即時に捕虜収容所を接收し、連合軍捕虜を解放させた。米軍は朝鮮捕虜収容所の状況は、東南アジアの他の捕虜収容所に比べて良好であると判断した。捕虜収容所には約1,000名の連合軍捕虜がいたが、捕虜収容所内の死亡者は27名で他の地域の収容所に比べると顕著に少なかった。それにもかかわらず、収容所内で残虐行為があり、医療や食糧、衛生状況もそれほど良好ではなかったようである。米軍は捕虜収容所を接收し、捕虜の栄養・衛生状態、捕虜に対する処遇を綿密に点検し、収容者から虐待を受けた事項に対する陳述を得た。ソ連が接收することになっていた興南収容所を除いた他の連合軍捕虜は、9月10日すでにマニラに輸送されたが、輸送船に乗る前に作成された報告書は米軍政G-2に送られた<sup>(17)</sup>。

米軍は捕虜収容所を解放し、約600名に達する捕虜収容所関係者を抑留し調査した。彼らは1か月間収容所で調査され、戦犯嫌疑がある15名が1945年10月9日と12日にそれぞれ逮捕された。彼らは全員日本人であり、捕虜収容所長および収容所管理人たちであった。戦犯嫌疑者の調査を担当したのは米24軍団の戦争犯罪分科（War Crimes Branch）と米8軍内防諜隊（CIC）であった。戦争犯罪分科は終戦直前の1945年7月に組織されていた。戦犯嫌疑者となった15名の日本人は、仁川にあった米軍儒支援司令部（ASCOM 24）に収容された。ここでも追加的な調査が行われた。

彼らは数か月間仁川に収容され調査を受け、1946年5月14日東京の巣鴨刑務所に移送された<sup>(18)</sup>。巣鴨刑務所には彼ら以外にも米軍進駐以前に朝鮮を抜け出して逮捕された朝鮮捕虜収容所関係者が3名いたが、彼ら計18名は横浜戦犯裁判で裁判を受けた。裁判の結果、刑務所で死亡した1名と無罪1名を除外した16名が有罪判決を受け、収容所長の野口大佐には22年刑が、軍医1名には死刑が宣告された。この捕虜収容所関係者は解放後、南

朝鮮で戦犯嫌疑で逮捕され調査された唯一の日本人であった。

朝鮮捕虜収容所にも朝鮮人捕虜監視員がいた。彼らの数と行跡については正確に知られてはいないが、おおよそ60～91名の朝鮮人捕虜監視委員がいたと推測される<sup>(19)</sup>。米軍が名簿を確保した捕虜監視員の総数は138名であり、彼らは米軍の調査以降、全て釈放され、戦犯として起訴されなかった。米軍政G-2が米軍の陳述をもとに最初戦犯容疑者とした人員は計37名であったが、彼らの中で2名のみが捕虜監視員であった。しかし、この捕虜監視員については名前と身元が未詳で把握されていなかったため、調査や逮捕が行われていなかった<sup>(20)</sup>。

朝鮮人捕虜監視員の多くは米軍の釈放後、散り散りになったが、数名は残り米軍防諜隊の戦犯調査に協力した。1945年9月19日5名の朝鮮人捕虜監視員は、日本人捕虜収容所関係者を告発する陳述書を作成し米軍に提出した。「日軍の捕虜取扱参考資料」というタイトルのこの陳述書は次のように始まっている。「我々は米英軍の捕虜として、釜山に上陸（1945.9.25）した時から捕虜監視員として日軍の命令に視選された。我々は捕虜に対する取扱い一切をよく知っている。したがって記憶している限り、明確に伝えることが我々の義務でありまた、新たな朝鮮を作ってくれた貴殿に捧げる大きな贈り物と考える」つまり、この陳述書は米軍の訊問によって作成されたものではなく、朝鮮人捕虜監視員が自発的に提出したものである。陳述書は9ページにわたって日本軍の捕虜虐待行為を告発しているが、全般的な虐待行為を列挙した後に、各収容所の事件別に具体的な内容を記している。特異な点は捕虜を暴行した日本軍とこれを遂行した監視員の中には、李卓という名前の朝鮮人と思われる者も1名いたということである。

陳述書の末尾には捕虜監視員の処遇を説明し、

日本軍に協力することが不可避であったことを正当化する内容もある。例えば、朝鮮人捕虜監視員が連合軍捕虜を助けようとしたとき、日本人がこれを制止し「捕虜監視員の任務に忠実であること」を命令し、捕虜を助けようとしてもそのような手段やお金がなかったというものであった。また、日本軍が「捕虜監視よりも朝鮮人のお前たちの監視のほうがもっと大変だ」と言ったことを述べ、連合軍に協力的であったことを強調した。最後に、終戦後は捕虜の待遇を良くし、帰国を手伝ったという点を強調して文を締めている<sup>(21)</sup>。

米軍はこの陳述書をもとに、2名の朝鮮人捕虜監視員を召喚し調査した。1945年11月1日仁川と興南収容所の監視員であったシン・ホリョンとリュ・ウギは米軍の調査で日本軍の残虐行為を証言した。仁川収容所長奥田中佐が連合軍捕虜を竹の棒で暴行し、足で蹴ったり軍刀で殴ったりもしていたということであった。ただ、奥田中佐は38度線以北にいるものと考えられ、逮捕や起訴されはしなかった。米軍は陳述した捕虜監視員に関する報告書を作成し、末尾に彼らの陳述が真実であると評価した。このように朝鮮捕虜収容所の朝鮮人捕虜監視員は、米軍に戦犯ではなく協力者とみなされた。

朝鮮人捕虜関心に関する米軍の寛大な態度は、他の連合軍戦犯裁判所で朝鮮人捕虜関心にを処罰したこととは相反している。南方の朝鮮人監視員戦犯裁判所に引き渡される時、オランダとイギリスは「戦争犯罪に関する限り、朝鮮人は日本人として扱う」という決定を下した<sup>(22)</sup>。オランダとイギリスが連合軍捕虜虐待に直接介入している朝鮮人捕虜監視員を日本人として取り扱い、過酷に処罰している一方、米軍は捕虜収容所を管理する責任を負う日本人には重刑を宣告しつつも朝鮮人捕虜監視委員は逮捕や処罰しなかった。これは米軍占領地で朝鮮人捕虜監視員の罪がなかったのではなく、米軍が朝鮮人を戦争犯罪問題において例

外として取り扱っていたことを示している。

## (2) 朝鮮人戦犯

### 1) 2名の憲兵隊員

南朝鮮に米軍政が入り年が改まった1946年1月、米24軍団CICは2名の朝鮮人を急きょ逮捕する。まず1月4日にウン・セイゼン (En Seizen) が、1月8日にはタク・チウォン (Tac Chi Won) が逮捕され、それぞれ仁川刑務所に収監された<sup>(23)</sup>。この2名の朝鮮人は、前戦の日本軍憲兵隊員であった。彼らは終戦以前の1945年春と夏の間、他の朝鮮人に残虐行為を行った嫌疑を受けていた。その中でも特に残虐だったのはタク・チウォンで、ウン・セイゼンは米軍に協力シタク・チウォンの嫌疑を陳述した。

米軍政は元来、彼らを米軍政の法廷で裁判しようとしたようだが、GHQの法令によれば、米軍政には1945年9月1日以前の犯罪行為を処罰する権限がなかった。また、彼らの行為は戦争中に起きたものであったため、SCAP規定に依拠すれば彼らは戦犯委員会（または戦犯裁判）で審判されなければならなかった。しかし、彼らを戦犯裁判に引き渡すことに対し、24軍団法務官のブラウン (Brown) 中佐と米8軍G-2一般参謀ニスト (Cecil W. Nist) 大佐は強力に反対の立場を表明した。彼らは連合軍が彼らを裁判すると、朝鮮人たちの不満が漫然することを懸念した。そのため、ニストは彼らを釈放し南朝鮮の民間法廷に移送し、そこで米軍政の特別な関心の下で裁判することが正しいと主張した<sup>(24)</sup>。

結局セイゼンとタク・チウォンは逮捕されてから3か月ほど経った1946年3月30日、米軍から釈放された。彼らが釈放されたのち、民間法廷で裁判されたかは確認されていないが、彼らの事例は重要な三つの点を示す。第一に、戦争期間中、朝鮮人に対する残虐行為が戦争犯罪に該当すると考えられるという点、第二に、戦争犯罪を犯した朝

鮮人を戦犯として逮捕し、処罰する可能性があったという点である。第三に、米軍政が1946年当時朝鮮人の戦争犯罪者告発に神経を使い、告発された者を逮捕または処罰しなければならないと考えていた点である。

米軍政にとっては、戦争犯罪者を逮捕し処罰する権限があり、朝鮮人は米軍政が戦争犯罪者あるいは同じ民族を迫害した人びとを審判することを期待していた。植民地支配と戦争犯罪の責任は日本だけではなく一部の朝鮮人にも残っており、彼らに対する処罰の可能性は依然として残っていたためである。しかし、米軍政は朝鮮人を虐待した朝鮮人を米軍政が戦犯裁判で処罰することは、政治的な負担であると考えていた。そのため、朝鮮人自らがこの問題を解決することとし、米軍政は責任を回避してしまった。

## 2) 朝鮮人戦犯、宋甲璣

1946年1月5日、米軍政はもう1名の朝鮮人を戦争犯罪嫌疑で逮捕した。彼は元龍山警察署巡査の宋甲璣で、解放後も続けて警察として勤務し、東大門警察署を経て坡州警察署の初代署長になっていた。彼は外国人宣教師を龍山警察署で拷問したという嫌疑を受けていた。ところが、2名の朝鮮人憲兵隊員に対する釈放が議論されていたその時点で、米軍政は宋甲璣に対して特に意見を示していない。彼は日本人捕虜収容所関係者とともに拘禁され、朝鮮人として待遇されてもいなかった。1946年5月、宋甲璣は他の日本人とともに巢鴨刑務所に移送される。

太平洋戦争開戦翌日の1941年12月8日、日本軍は朝鮮に残っていた外国宣教師、外交官および民間人を即時拘禁あるいは抑留した。彼らの大多数は自宅に抑留されていたが、一部の宣教師はスパイ嫌疑を受け警察署に連行された。宋甲璣がいた龍山警察署にも宣教師が捕らえられてきたが、日本の警察は彼らを拷問した。宋甲璣と日本の警察が拷

問した宣教師は、ライナー(Ralph O. Reiner)、ミラー(E. H. Miller)、クーンズ(Edwin W. Koons)、カー(Bill Kerr)ら4名であった。彼らには残忍な水拷問が行われたが、ミラー宣教師は当時70歳の老齢であった。

彼らは拷問を受けた後にも半年近く抑留され、1942年6月連合国外交官とその家族が本国に帰還するとき、帰還船グリプスホルム(Gripsholm)号に乗って朝鮮を抜け出した。彼らはグリプスホルム号に乗って帰還し、朝鮮の状況に関する詳細な報告書を作成しただけでなく、自分たちが受けた酷い仕打ちについても、多くの記録を残した。彼らが作成した報告書は連合国が朝鮮の状況を把握するにおいて、重要な資料として利用された。拷問された宣教師の一人であるエドウィン・クーンズはアメリカに帰国した後、アメリカの戦時宣伝を担当した戦時情報局(OWI)の任務を担い、サンフランシスコに位置する朝鮮部署(Korean Branch)の担当者となった。彼は戦争中、朝鮮人を対象とした対日心理戦業務を遂行したが、それは主に南朝鮮語によるラジオ放送(Voice of America)を送出する仕事であった。

宣教師たちは自身が拷問されたという事実を忘れなかった。拷問を受けた宣教師と深い関係を持っていたアンダーウッド(H. M. Underwood)宣教師は、解放後南朝鮮に滞留しながらCICにこの事実を告発した。米軍の戦争犯罪調査官は、宣教師が滞留していたサンフランシスコとニューヨークを訪ね、一人ひとり詳細な証言を得た。彼らは自身が置かれた状況を非常に具体的に記憶しており、ライナー宣教師は18ページにわたる内容を証言した。宣教師の証言内容には、数名の人物が登場するが、拷問される立場で彼らが誰なのか正確にわからなかったため、人物の特定が容易ではなかった。しかし、ミラーとライナーは宋甲璣を明確に記憶しており、彼が犯人であると名指しした。

宋甲璣は宣教師にゴムホースを使い、口と鼻に水を無理やり注入する方式の水拷問を行い、暴行を加え、監獄に放置し、食べ物をまともに与えず、不潔な環境に放置するなどの虐待を行った。ライナーは宋甲璣を「非常に能力のある人物であり、簡単な英語を駆使し、狡猾で、機敏で、詐欺師で、真実よりも嘘を言うよう訓練を受けた人物である」と評価した<sup>(25)</sup>。宋甲璣は京都の立命館大学法政経学部を卒業したエリートであり、1942年当時警官としては9年目であった。

拷問は宋甲璣単独で行ったものではなかった。逮捕後、宋甲璣は拷問当時の状況を詳細に陳述したが、多くの日本人、そして朝鮮人警察が介入していた。その中で名前がはっきりと明らかにされた人物は龍山警察署外事部長であるトモザワ (Tomozawa Susumu)、刑事のナガタ (Nagata Shigeyuji)、そして朝鮮人警察のイ・ソンシル (Lee Sung Sil) であった。イ・ソンシルは鍾路警察署の二代所長を務めて1945年12月26日CICの調査を受けたが、この調査で自身は嫌疑がないと主張し宋甲璣に罪を擦り付けた。しかし、GHQの戦争犯罪調査部は宋甲璣の陳述がより信びよう性があると評価し、上記の3名を逮捕し調査するよう命令した<sup>(26)</sup>。しかし、彼らに対する逮捕は実現しなかった。

宋甲璣は自身の無実を何度も強調し、1947年11月マッカーサーに嘆願書を送った。嘆願書には彼が巢鴨刑務所に移送された時、SCAP法務局のスミス (Smith) が自身を尋問する過程で、陳述するなら朝鮮に送還すると約束し、したがって全て陳述したが釈放されなかったという内容が含まれていた。宋甲璣は自身が宣教師らの釈放のため上官に5～6回にわたり請願し、そのため命の危機にあったという点を強調していた。また、自身の請願が受け入れられないことに対し不満を表してもいた。また、日本人通訳ではなく朝鮮人通訳官を用意することを要請した。しかし、GHQは嘆

願書の内容のうち、宋甲璣の釈放の約束は事実ではないとして一蹴した<sup>(27)</sup>。

1948年1月、宋甲璣は横浜戦犯裁判所に単独で起訴された。宋甲璣の裁判は9か月後の1948年10月14日まで続く。判決文によれば法廷で宋甲璣は自身の罪を一部認定したが、それは日本人上官の命令に従っただけと強調した。また、彼は連合国の大義を助ける朝鮮人地下組織の一員で、自分が警察になったことは組織の命令であり、警察内でも自分の位置は命令を遂行することに過ぎなかったと抗弁した。もし自分が上官の命令に従っていなければ、憲兵隊に逮捕されたに違いないというものであった<sup>(28)</sup>。

また、宋甲璣の日本人弁護士は二つの争点を提示し、彼を弁護した。第一に、宋甲璣は軍人ではなく警察であり、被害者もまた軍人ではなく皆民間人であるため、彼の行為を戦争犯罪と判断してはならないというものであった。第二に、当時朝鮮は日本の占領地で、朝鮮人全体が捕虜状態であったことや、被告人が命令に従わなかった場合、殺される危険があったため、仕方なく命令に従ったことを考慮しなければならないという点であった<sup>(29)</sup>。

横浜軍事法廷は宋甲璣に対し拷問に加わった罪を認定し、10年刑を宣告する。彼はサンフランシスコ平和条約が締結された1952年4月以降にも収監生活を続け、1953年7月4日赦免され釈放された。彼は朝鮮で逮捕され処罰された、唯一の朝鮮人戦犯であった。

朝鮮人を逮捕も処罰もしないようにしたアメリカの立場に鑑みると、宋甲璣の事例は非常に例外的である。宋甲璣はアメリカ宣教師を拷問する犯罪を行い、アメリカとしてはこれを処罰しないわけにはいかなかった。しかし、宋甲璣が戦争犯罪者として処罰を受けたことで、朝鮮人戦犯処理問題に関するさまざまな論争地点が残ることとなった。

宋甲璣の弁護人の主張をもう一度検討してみよう。弁護人は第一に、宋甲璣が軍人ではなく警察であり被害者も軍人ではない民間人であることを強調した。警察が民間人に対し行った犯罪は、戦争犯罪とはみられないということである。しかし、第二次世界大戦以降の戦争犯罪は、戦争犯罪成立において行為の主体と対象が軍人でなければならないとはしていない。戦争犯罪は軍属や民間人も犯し得るということである。特に反人道犯罪においては、戦争時期前後の事件を全て扱うなど、戦争犯罪の範疇を幅広く解釈している。そのため、裁判部は弁護人の主張を棄却することができた。しかし、同じ基準を朝鮮で起きた他の数多くの事件に適用したなら、日本の朝鮮に対する植民地支配あるいは戦時動員過程で繰り広げられた犯罪を処罰することができたかもしれない。宋甲璣の事例は日本人と日本の植民地支配に協力した朝鮮人は、戦争犯罪の加害者として、物的、身体的被害を負った朝鮮人は戦争犯罪の被害者としてみるべきという根拠になっている。

弁護人の第二の主張は、朝鮮人は戦争犯罪者にはなりえないというものであった。朝鮮が日本の「占領地」で「捕虜状態」に置かれていたため、朝鮮人の行為は脅迫や強要による行為であるのみ、主體的な犯罪行為ではないということである。しかし、このような主張もまた棄却され、宋甲璣は処罰された。朝鮮人も戦争犯罪を犯したなら、処罰されなければならないということである。アメリカは戦犯裁判問題において多くの朝鮮人を処罰せずこの問題を回避してきたが、宋甲璣の裁判では彼が朝鮮人であることをはっきりと明示しつつ彼を処罰した。これはマニラ裁判で洪思翊中將の事件を扱う際にも論争となった。洪思翊中將のアメリカ人弁護人は最後の弁論で、洪思翊が朝鮮人であることを考慮しなければならないと主張したが受け入れられなかった<sup>(30)</sup>。戦争犯罪を処罰することにおいて植民地人という特殊性は、無罪

や減刑の対象ではなかった。

### (3) 戦犯裁判の試みと挫折

解放後、韓国社会の最も核心的な課題は親日派・民族反逆者を処罰することであった。ほとんど全ての政治・社会団体は政治的目標の一つとして親日派の処罰を提示し、彼らを処罰しなければならないという民衆の熱望も非常に高かった。民衆は米軍政が親日派を処罰することを期待していた。しかし、期待とは異なり米軍政では多数の親日派が官吏として起用されており、植民地期の警察がそのまま維持されるなど、過去清算がまったく行われずにいた。

戦犯処罰問題は親日派・民族反逆者処罰のように前面に登場した主題ではなかったが、この二つの課題は連結していた。例えば朴憲永は、1945年中国メディアとの会見で民族運動を逼迫し皇民化運動に献身した者を含む戦争協力者が民族反逆者であると説明し、「戦犯者は軍政で処理するが、そこで除外された者は人民裁判に送る」という方針を明らかにした。また、1945年12月には大韓独立協会は親日派民族反逆者肅清調査会を設置し、民族反逆者名簿を発表した。当時委員長の高政輝は民族反逆者の一部が戦犯として扱われることを願うと明らかにした。

日本で戦犯の逮捕が行われ東京裁判が準備されると、米軍政が戦犯問題を解決してくれるだろうという期待も高まった。そのため、一部の朝鮮人は米軍政戦犯調査部に戦犯を告発する告発状を提出してもいた。1946年2月8日付で作成された「朝鮮における戦争犯罪者告発」という文書は、3名の日本人と5名の朝鮮人、計8名を告発している。まず、日本人は全員、元政務総監であり、大野緑一郎、田中武雄、遠藤柳作であるが、彼らの在職期間は戦争中に限定される。朝鮮人は国民総力聯盟総長を歴任した韓相龍、大義団団長の朴春琴、大和同盟理事長の孫永穆、総力聯盟部長の鄭僑源、

全羅北道知事であった金大羽の5名であり、皆代表的な親日派であった<sup>(31)</sup>。

米軍政はこのような投書を受け取り、韓国語で書かれた投書を翻訳し報告書として作成する等、若干の関心を示した。しかし、これらは本格的な戦犯調査や逮捕にはつながらなかった。米軍政が戦犯調査に消極的であった最大の理由の一つは、人材と装備の不足にあった。1946年2月GHQは朝鮮の戦争犯罪状況を点検するため、法務局所属の将校を派遣した。この時、24軍団G-2一般参謀のニスト大佐は、戦争犯罪調査に投入された弁護士も、通訳官も数名しかおらず、速記士はわずか1名のみであり、まともな調査をすることはできないと不満を伝えた。当時、米軍政には92名の弁護士がいたが、戦犯裁判を担当した24軍団には3名、戦犯が収容されたASCOM24にはわずか2名の弁護士しかいなかった。

GHQの将校はG-2参謀長のガルヴァン(Galvin)准将に会い、南朝鮮に戦犯裁判所を設置するか否かに対し質問した。しかし、准将は二度にわたり反対意見を表明した。彼は戦犯裁判所を設置することは好ましくないとし、いくつかの理由を提示

した。第一に占領軍政事務の圧迫があり、第二に人材が不足しており、第三に南朝鮮に証人がおらず、最後には朝鮮人が戦犯問題に特に関心がないという点を挙げた。それゆえ、すでに逮捕された戦犯を皆日本へ移送し、日本で裁判することが正しいと考えた<sup>(32)</sup>。米軍政にとっては戦犯裁判を実施する人材と資金がなく、何よりも意志がなかった。GHQも戦犯調査のため南朝鮮により多くの支援を支給する理由がなかった。こうして、南朝鮮での戦犯裁判の可能性は容易く霧散してしまった。

しかし、米軍政の主張のように朝鮮人が戦犯問題に関心がなかったのではない。むしろ朝鮮人の関心を米軍政があえて無視していたということに近かった。米軍政が朝鮮人に統治権力を少しずつ移行するためつくった南朝鮮過渡立法議院は、1946年12月構成されたとたん、最も重要な議題として親日派問題を扱い、「附日協力者・民族反逆者・奸商輩」とともに「戦犯」を処罰しなければならないという主張が提起された。南朝鮮過渡立法議院の活動に関し米軍政は公然と妨害をしたが、親日派や戦犯に対する処罰が朝鮮人の分であ

<表4> 過渡立法議院における戦犯規定(修正案)

第3章 戦争犯罪者

第5条 満州事変以降、解放当時までの戦時中、左記各項に該当する者で、日本の戦力増強のため悪質的に連合軍または同胞に害を加えた者を戦争犯罪者とする。

- 一、連合軍捕虜を虐待した者
- 二、戦力増強を目的に主要軍需産業を売買経営した者
- 三、日本軍部に十万円以上の献金または軍需品を自願献納した者
- 四、日本軍に自願従軍した者
- 五、言論、文書、芸芸などで戦争行為を鼓吹した者
- 六、日本軍に従軍し同胞または連合国民を迫害した者
- 七、日本軍を慰安する目的で婦女子を提供した者

第6条 第2条の処罰規定は本章の罪に適用する

<京郷新聞 47年04月24日>、<東亜日報 47年4月24日>

るという点をはっきりしていた。1947年米軍政長官代理ヘルミック (G. C. Helmick) が立法議院で演説した際、親日派を擁護する発言をすると議員は米軍政に戦犯や親日派処理の意図があるのかを問い、これにヘルミックは「皆さんは朝鮮人民を代表し、この立法議院で誰が親日派であり誰が反逆者かを決定」せよと答えた<sup>(33)</sup>。

これに立法議院では「附日協力者・民族反逆者・奸商輩に関する特別法律条例」を定め、戦犯に対する規定をつくった。規定における戦犯の定義には、戦争中日本軍を物的人的に援助したり、日本軍のために朝鮮人を迫害した者、日本軍「慰安婦」として女性を提供した者も処罰するとされている(表4参照)。しかし、戦犯に対する内容は立法議院内でも多くの論争を生み、朝鮮が戦犯処罰の主体となり得るのか、朝鮮人が戦犯者になり得るのか、朝鮮が戦勝国なのかあるいは敗戦国なのか、複雑な論争をつくり出した。結局、論争過程で戦犯に対する条項は削除され、朝鮮人による戦犯処罰は霧散した。しかも米軍政の妨害により、この法案さえ通過させることができなかった<sup>(34)</sup>。米軍政は朝鮮人が自ら解決せよとして、戦犯処罰問題を回避したが実際はこの問題が解決されることを望んでおらず、戦犯・親日派に対する処罰を妨害したのである。こうして、南朝鮮で戦争犯罪者処罰の問題は解決できなくなってしまった。

#### 4. おわりに

本研究は戦後朝鮮で戦争犯罪問題がどのように扱われたのかを追跡した。戦争犯罪処罰の問題は、アメリカの戦後利害関係、米軍政の南朝鮮統治、朝鮮人の地位、戦争犯罪の性格など、複雑な問題が絡んだものであった。アメリカはいくつかの例外的な事件を扱い南朝鮮で戦争犯罪を処罰し、朝鮮人に対する犯罪を扱い、朝鮮人を戦争犯罪者として処罰できるという可能性を残した。しかし、

そのたびにアメリカは戦争犯罪問題を明確にするのではなく、問題を扱わず回避する方式で解決しようとした。

この結果、アメリカの戦後構想から朝鮮の戦争犯罪問題は排除された。朝鮮は戦犯問題において、三重に排除された。第一には朝鮮人を戦争犯罪者として取り扱わないことであり、第二には朝鮮と関連する問題を戦争犯罪として扱わないことであり、第三に朝鮮の戦争裁判の権限をなく奪し戦争犯罪と関連するどの議論においても排除したことである。このような決定にしたがって、朝鮮は戦後戦争犯罪問題において他者となった。

結局韓国において戦争犯罪問題は、歴史的課題となった。これは今日までも解決されず複雑な問題をつくり出している。強制徴用に対する賠償問題をめぐる日韓間の葛藤は、植民地支配と戦争動員の過程で起きた犯罪行為に対し、どのような方式で賠償し謝罪することが適切なのかに関することであり、日本軍「慰安婦」問題は処罰されない戦争犯罪に対する正義を実現できるかどうかに関することである。韓国内部的には日本の植民地支配と戦争に協力した人たちに、どのような歴史の審判を下すことが正しいのかに関する論争が続いている。

戦争犯罪をめぐる問題は今後、解決されていくべきものである。今日戦争犯罪を解決しなければならぬかどうか、という質問は過去の戦争がどのようなものであり、どのようなことが起こり、それが正しいことであったのかあるいはそうではなかったのかを問うている。犯罪を犯した個々人の過去の行為に対しての正否や国際法適用の整合性を超え、過去の戦争、占領、植民地支配、統治がどのようなものであったかを再考させられる。韓国と日本、東アジアの国家間の関係において、アメリカとの関係において、そして各国が自らにおいて戦争と戦争犯罪がもつ意味が何であったのか問わずにはいられない。

註

- (1) 本稿は筆者の論文「解放された戦犯、捕らわれた植民地—戦後アメリカの戦犯裁判と朝鮮における戦犯問題議論」『社会と歴史』第112集、2016年の一部を修正・補完し作成した。
- (2) 郭貴炳、2016「極東を中心にみるアメリカ国務・陸軍・海軍調整委員会の統治機制、1944～1947」『社会と歴史』第112集。
- (3) SWNCC SFE Minutes 7th (1945.03.23) RG353 T1194
- (4) Totani, Yuma, *The Tokyo War Crimes Trial: The Pursuit of Justice in the Wake of World War II*, Harvard University Press, London, 2008, p. 24.
- (5) 日暮吉延『東京裁判』講談社、2008、54頁。
- (6) SWNCC SFE Minutes 35th (1945.08.21)
- (7) 日暮吉延、前掲、2008、60頁。
- (8) SWNCC 57/3 「The Apprehension and Punishment of War Criminals」. (1945.09.12.)
- (9) SWNCC 176/3 「Basic Initial Directive to the Commander-in-Chief U.S. Army Forces in the Pacific for the Administration of Civil Affairs in Korea South of 38° North Latitude」. (1945.09.01.)
- (10) SWNCC 176/6 「Basic Initial Directive for Civil Affairs in Korea」. (1945.09.29.) Appendix B
- (11) SWNCC 176/4 「Immediate removal of certain Japanese officials in Korea」. (1945.09.11.)
- (12) 『自由新聞』1945.10.25
- (13) 茶園義男編、1992『BC級戦犯と蘭裁判資料・全巻通覧』不二出版、7-8頁。
- (14) 内海愛子著、イ・ホギョン訳『朝鮮人BC級戦犯、解放されない靈魂』東アジア、ソウル、2007、9頁。
- (15) 茶園義男編、1985『BC級戦犯裁判資料』不二出版、22-23頁。
- (16) 駐韓米軍史 (HUSAFIK) Chapter V p.10
- (17) 駐韓米軍史 (HUSAFIK) Chapter V p.49
- (18) G-2 Periodic Report No.228 (1946.05.15)
- (19) チョ・ゴン「日帝強占末期朝鮮駐屯日本軍の朝鮮人捕虜監視員動員と連合軍捕虜収容所の運営」『韓国近代史研究』67、2013、467頁。
- (20) “List of Alleged Japanese War Criminals” (1945.11.19.) RG 331 Entry 1189 Box 937
- (21) 「日軍の俘虜取扱参考材料」“List of Alleged Japanese War Criminals” (1945.11.19.) RG 331 Entry 1189 Box 937
- (22) 内海愛子前掲、187頁。
- (23) G-2 Periodic Report No.114 (1946.01.04), G-2 Periodic Report No.120 (1946.01.10)
- (24) “Korean War Crimes” (1946.02.15.), “Korean War Crimes” (1946.03.27.) RG 331 Entry 1189 Box 937.
- (25) “Ralph O. Reiner” (1947.07.18.) RG 331 Entry 1189 Box 938
- (26) “Kap Chin Song alias Kakei SO” (1946.11.27.) RG 331 Entry 1189 Box 938.
- (27) “歎願書” RG 554 Entry UD-UP 39 Box 108.
- (28) YOKOHAMA No.T272 “United States of America vs Kap Chin Song” (1948.10.14.)
- (29) “BC級（アメリカ裁判関係）横浜裁判第二一一号事件” 平11法務4 B03404044
- (30) 山本七平著、イ・ジンミョン訳、2017『洪思翊中將の処刑』ペーパーロード
- (31) 「朝鮮における戦争犯罪者告発」(1946.02.08.) RG 331 Entry 1189 Box 937.
- (32) “Korean War Crimes” (1946.02.15.), “Korean War Crimes” (1946.03.27.) USA NARA RG 331 Entry 1189 Box 937.

- (33) 『南朝鮮過渡立法議院速記録』 第12号  
(1947.01.09)
- (34) 過渡立法議院での論争に関しては、孔峻桓、  
2016「解放された戦犯、捕らわれた植民地  
—戦後アメリカの戦犯裁判と朝鮮での戦犯  
問題議論」『社会と歴史』 第112集：鄭栄桓  
著、イム・ギョンファ訳、2019『解放空間  
の在日朝鮮人史』 プルンヨクサ、436～438  
頁：Deokhyo Choi, 2017, “Defining  
Colonial “War Crimes”: Korean Debates  
on Collaboration, War Reparations and  
the International Military Tribunal for  
the Far East”, Kerstin Von Lingen ed,  
*Debating Collaboration and Complicity in  
War Crimes Trials in Asia, 1945-1956*,  
Palgrave Macmilanを参照されたい。